

**(仮称) 世田谷区たばこ規則の検討過程での主な議論と  
規則 (素案) への反映**

**1. 区民の健康で安全・快適な生活環境の実現**

- 屋外の公共の場所等での環境美化及びたばこの煙による迷惑を防止し、区民の健康で安全かつ良好で快適な生活環境の実現を目指す必要がある。

< (仮称) 世田谷区たばこ規則 (素案) への反映 >  
⇒道路、公園 (身近な広場を含む。以下同じ。) 上は全て禁煙  
⇒道路、公園以外の屋外の喫煙については、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮

**2. 地域の生活環境向上に資する地域全体のまちづくりの規則として設置**

- 喫煙者に対するたばこ規則ではなく、目的を「地域全体のまちづくりの規則 (地域の生活環境向上)」とすることで、喫煙者・非喫煙者の共通理解を深められるようにバランスのとれた規則とする必要がある。

< (仮称) 世田谷区たばこ規則 (素案) への反映 >  
⇒禁止行為 + 努力義務 + 啓発活動による地域全体の生活環境向上  
⇒相互理解が得られる区民協働の啓発活動の推進  
⇒区及び民間による指定喫煙場所の確保

**3. 罰則等による規制ではなく、区民の意識啓発によるたばこマナーの向上**

- 喫煙者・非喫煙者の共通理解を深められる規則とするため、喫煙者の自発的な配慮行動を促すなど、意識啓発によるたばこマナーの向上を目指す必要がある。

< (仮称) 世田谷区たばこ規則 (素案) への反映 >  
⇒公共の場所等での喫煙に関する配慮を促進  
⇒相互理解が得られる区民協働の啓発活動の推進

**4. 区による指定喫煙場所の設置や、民間による喫煙場所の指定喫煙場所への指定等**

- 地域住民等への意見を聞いた上で、区が指定喫煙場所を整備する。また、一定の要件を満たす民間による喫煙場所の新設・改善措置への助成や、指定喫煙場所の指定を行う必要がある。

< (仮称) 世田谷区たばこ規則 (素案) への反映 >  
⇒区による指定喫煙場所の確保  
⇒民間による喫煙場所の整備に対する助成や、指定喫煙場所への指定の検討

**5. (仮称) 世田谷区たばこ規則の具体化**

- 東京 2020 大会の開催を契機とした、たばこマナー向上の具体的な取り組みを区民協働により全区的に展開する必要がある。

< (仮称) 世田谷区たばこ規則 (素案) への反映 >  
⇒目標 (指標) の設定や区民協働によるたばこマナー向上の具体的な取り組みのとりまとめ